

Q&A

Q. 1 申請期間はいつまででしょうか？

A 令和9年2月26日（金）まで受け付けします。在学する高校に証明を受ける期間を考慮して、申請の準備を行ってください。また、年1回の申請となっていますので、必ず締め切りまでに申請してください。

Q. 2 学校が休校となった場合、バス通学助成金は何ヶ月分支払われますか？

A 実際に通学した月で助成額を計算し、金額を確定します。
※月の3分の1以上の出席がないと、当該月の助成金は支給できません。

Q. 3 バス通学助成金の金額はいくらですか？

A 特定路線におけるバス乗車区間の3ヶ月通学定期代相当額を3で割った額の25%（百円未満切捨て）となります。

例えば、自宅最寄の町内Aバス停から本厚木駅までの場合は、3ヶ月通学定期代相当額が47,170円だとしたら、これを3で割り、25%をかけると、3,930円となります。百円未満を切り捨てますので、助成金の月額額は3,900円となります。保護者の方への助成は1年間分ですので、3,900円の12ヶ月で、年間支給額は、46,800円となります。

特定路線について

原則、愛川町内にあるバス停及び田名バスターミナルから、その路線の終点までの区間をいいます。

Q. 4 自転車通学助成金の金額はいくらですか？

A 自転車本体購入額の2分の1（ただし、限度額 20,000円、電動アシスト自転車については、限度額 60,000円）となります。申請書に、領収書・レシート・販売証明書・自転車保険加入時の書類などの、自転車本体の購入金額がわかる書類の写しを必ず添付してください。

Q. 5 高校にバスと自転車を利用して通学していますが、バス通学助成金と自転車通学助成金の両方を受けることができますか？

A バス通学助成金と自転車通学助成金の両方を受けることはできませんので、どちらか一方を選択してください。また、助成を受けるためには在学する高等学校等に、通学にバス又は自転車の利用を届け出ている必要があります。

Q. 6 現在、高校1年生でバス通学をしているため、バス通学助成金の申請を考えています。高校2年生になってから自転車通学をすることも考えられますが、1年生でバス通学助成金を受けて、2年生で自転車通学助成金を受けることはできますか？

A 一度、バス通学助成金を受けてしまうと進級して学年が変わっても自転車通学助成金を受けることはできません。また、自転車通学助成金を一度でも受けた場合、バス通学助成金を受けることはできませんのでご注意ください。

Q. 7 国や県などの地方公共団体から、通学費の助成を受けている場合、町の助成は受けられますか？

A 原則、町の助成を受けることはできません。特別支援学校高等部は、学校教育法上、町が要綱第1条で規定する高等学校等とは別の学校体となり、町の助成制度の対象外となっております。そのため、特別支援学校高等部は、国の制度である「特別支援教育就学奨励費」で通学費の助成が出ており、通学費の二重支給となるため、町では助成することができませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

愛川町教育委員会教育総務課 電話046-285-2111 内線3613